

カルト掲示裁判不当判決に対する見解

3月25日、静岡地方裁判所は平成19年(ワ)第386号事件(通称「カルト掲示裁判」)の不当判決を言い渡した。我々は怒りをもって弾劾する。

2006年12月14日、「え！？まさか！？カルト集団の信徒が沼津運輸区に！？」という掲示がJR東海ユニオン沼津運輸区分会掲示板に掲出された。あの掲示を見れば、個人の誹謗・中傷であることは明らかである。それ以降、分会はユニオン分会に質問書での申し入れや抗議を行った。地本もまた、ユニオン静岡地本に対し、申し入れを行った。しかし、ユニオンは一切のコメントもせず、申し入れを無視続けてきた。ユニオン分会長宛に送った内容証明さえも突き返してきた。これを契機として、訴訟で争うことと決断したのである。

判決文は、「一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべき」「掲示には、直接原告を示す表現はない」「『週刊現代』の連載記事に、原告が『松崎チルドレン』であり、過激派であることを直接表現する記載があることを認めるに足る証拠はない」「掲示自体は、必ずしも、JR御殿場線の運転士が過激派であるとか、カルト集団の信徒であるとか決めつけたものとはいえない」等という、全く事実に反した内容である。提訴の時点から、「棄却ありき」の判決文を考えていたと言っても過言ではない。

上記の言い分は被告準備書面で記述されていることから、原告は、証拠書類を添付し、理論立てて、被告の言い分が事実に反しているかを証明してきた。同じJR東海の職場内で争われたシュプレヒコール裁判(JR東海労勝訴)の判例も証拠として提出した。組合員の陳述書も提出した。これに対し、ユニオンからも組合員2名が反論の陳述書を提出したが、この陳述書の内容が事実に反していることを、証拠をもって立証してきた。しかし、裁判所はこのことに一切触れていないのである。

一方、裁判所は2度に渡って、和解勧告を行った。1回目は、原告から「金目的ではないから、謝罪さえあれば和解に応じる」ことを伝えたが、被告はこれに応じなかった。2回目は、「掲示については不問にした上で、今後あのような言動の掲示は出さないことを確約する」と裁判所が提示した。しかし、原告は「いくら裁判所の和解であっても、ユニオンがそれを履行することは考えられない」として、その和解案を受け入れなかった。和解勧告はパフォーマンスだったのか。

ユニオンは、組織情報で「正義は勝つ」とほざいているが、あの掲示のどこが正義なのか。バカも休み休み言いたまえ。

24週にも渡る「週刊現代」のテロリストキャンペーンは、国家権力・一部マスコミ・会社・JR連合・組織破壊者などが一体となった攻撃であった。ユニオン沼津運輸区分会の掲示も、その攻撃の一端を担い、国家権力に与してきた。今裁判闘争は、一職場の労労対決ではなく、反弹圧の闘いのひとつである。

この間、裁判闘争を支えたくれた各地方の仲間、JR東労組小田原支部の仲間に感謝を申し上げ、今後、地本・本部と連帯しながら、控訴して闘うことを明らかにする。

2008年3月30日

原告 高山 浩
JR東海労働組合沼津運輸区分会